

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注
に向けた基本方針について

- 資料 1 「補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針（案）」に関する
市民意見募集の結果について
- 資料 2 補助金等交付事業に係る市内中小企業者への
優先発注に向けた基本方針の概要
- 資料 3 補助金等交付事業に係る市内中小企業者への
優先発注に向けた基本方針
- 資料 4 補助金等交付事業に係る市内中小企業者への
優先発注に向けた基本方針 新旧対照表

令和元年 11 月 14 日

財 政 局

**「補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針（案）」
に関する市民意見募集の結果について**

1 概要

川崎市では、市内企業の育成及び市内経済の活性化を図ることを目的として、川崎市契約条例や川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例に基づき、市内中小企業者の受注機会拡大に努め、市内中小企業者への優先発注に取り組んでいます。

このたび、こうした取組をより一層推進していくために、川崎市から補助金等の交付を受けた補助事業者等についても、補助金等交付事業を実施するにあたり、市の施策に準じて市内中小企業者への優先発注を行う取組を行うため、「補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針（案）」の基本的な考え方について市民の皆様の御意見を伺うことを目的として意見募集を行いました。

その結果、6通（意見総数12件）の意見をいただき、その内容と意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針（案）」について
意見の募集	令和元年9月2日（月）～ 令和元年10月1日（火）
意見の提出方法	電子メール、郵送、FAX、持参
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより・市ホームページ・各区役所（市政資料コーナー） ・ 情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・ 財政局財政部財政課（川崎市役所第3庁舎12階） ・ 財政局資産管理部契約課（明治安田生命ビル13階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより・市ホームページ・各区役所（市政資料コーナー） ・ 情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・ 財政局財政部財政課（川崎市役所第3庁舎12階） ・ 財政局資産管理部契約課（明治安田生命ビル13階）

3 意見募集結果

意見提出数（意見数）		6通（12件）
（内訳）	電子メール	2通（4件）
	FAX	4通（8件）
	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

(1) 御意見に対する対応区分

- A：御意見を踏まえ、案に反映させたもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、既に案に反映されているもの
- C：御意見の趣旨を踏まえ、今後検討するもの
- D：案に対する御意見・御要望であり、案を説明・確認するもの
- E：その他

(2) 御意見の件数と対応区分

項目	A	B	C	D	E	計
案に対する御意見	5	6	0	0	1	12

5 具体的な意見の内容と市の考え方

No	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	業務委託に関して実績のある市内中小業者が少ない等、競争性の確保が困難な場合は、市外業者の参入を可能とした方がよい。(計 5件)	特殊な技術や、経験・知識を特に必要とする案件等で、市内中小業者のみでは競争性を発揮し難い又は受注困難な案件につきましては、制度の例外として、市外の業者を含めた入札等を行うことで対応します。	B
2	WTO（政府調達協定）対象に相当する案件を例外としているが、民間事業者はWTO適用外のため、例外とはならないのではないかと。(計 5件)	WTO（政府調達協定）対象に相当する案件は、本市発注においては地域区分を設定しないことから、本市に準じた措置を講ずる本制度においても優先発注の例外として取扱いますが、補助事業者が民間事業者であることを鑑み、WTO 対象に相当する案件であっても、補助事業者による発注に際して、優先発注の規定を設けることを妨げるものではありません。 なお、この考え方につきましては、御意見を踏まえ、基本方針に明記してまいります。	A
3	当該基本方針により、自由な競争は確保されるのでしょうか。	本制度では、市内中小企業者への優先発注について定めていますが、併せて競争入札や複数社からの見積徴取についても規定しており、競争性を確保するものとなっています。	B

4	市内中小企業者のみが全て受注となる可能性はありませんか。	本制度では、発注する内容等により、市内中小業者のみでは競争性を発揮し難い又は受注困難な案件につきましては、制度の例外として、市外の業者を含めた入札等を行うほか、市内中小企業者2者以上を含めた見積を実施すること等により、すべての案件を市内中小企業者が受注するものではありません。	E
---	------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

6 連絡先

川崎市財政局資産管理部契約課 調整係

電話 044-200-3695

補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針の概要

1 市内中小企業者への優先発注の概要

本市では、市内企業の育成及び市内経済の活性化を図るため、「川崎市契約条例」や「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、**市内中小企業者の受注機会の増大に努め、優先発注に取り組んでいます。**

【市などが直接発注を行う場合】

入札参加資格や指名業者を市内中小企業者のみに限定することや、一定数の市内中小企業者を含めた入札を行っています（ただし、市内中小企業者では履行ができない業務を実施する場合や、競争性が確保できない場合にはこの限りではありません）。

また、市が直接発注する場合だけでなく、指定管理施設の管理運営や、出資法人・PFI選定事業者が事業を行う場合に当たっても、本市に準じた措置を講ずるよう規定を設けているところです。

【補助金等交付事業の場合】

「川崎市補助金等の交付に関する規則」のほか、補助金ごとに定められた交付要綱等に基づき、補助金が交付された補助事業者等により事業実施に必要な発注がされています。

★補助事業者等へは、毎年、所管課を通じて市内中小企業者への優先発注を要請していますが、規則や要綱上において、市内中小企業者への優先発注について統一的な規定はありません。

※補助事業者等とは…補助金の交付を受けて、補助事業等を行う事業者等のこと。

※市内中小企業者とは…川崎市内に登録簿上に記載された本店がある事業者で、中小企業基本法第2条各号及び同法関連政令に定める中小企業者のこと。本市に登録がある事業者にあつては、登録区分が市内、中小となっている事業者のこと。

2 現状の課題及び課題解決に向けた取組

川崎市の補助金等交付事業においては、**市内中小企業者への優先発注についての統一的な規定がなく、本市直接発注と同様の措置を講ずることが少ない**ことから、本市直接発注と比較して**市内中小企業者への発注が少ない**のが現状です。

【参考】契約件数の比較（平成29年度）

○市直接発注：市内中小	48,452 / 61,289 (件)	【発注率】 79%
○補助金事業：市内中小	162 / 461 (件)	【発注率】 35%

※補助金交付事業者発注分については100万円以上の契約件数

川崎市が直接発注する案件	指定管理者が発注する案件	出資法人が発注する案件	★補助金等交付団体が発注する案件
「川崎市契約条例」 「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」などに基づき、市内中小企業者への優先発注を実施			特段の規定がないため、市内中小企業者への優先発注が確保できていない



★そこで、市内中小企業者の受注機会の拡大に向けた新たな取組として、**補助事業者等についても、補助金等交付事業を実施するにあたり、本市の施策に準じて市内中小企業者への優先発注を行うよう規定**します。

3 補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針

「川崎市補助金等の交付に関する規則」を一部改正し、市内中小企業者の受注機会の確保について定めるとともに、補助事業者等が事業を行う上で遵守すべき基本的な事項について、各補助金交付要綱等に定めることにより、本市の施策に準じた措置を取ることとします。

（1）「川崎市補助金等の交付に関する規則」の一部改正

○主な改正内容

「市内中小企業者の受注機会の増大を図る」旨の規定を追加

（2）各補助金交付要綱等の一部改正

○主な改正内容

①対象となる補助事業者等

100万円を超える補助金等を交付された補助事業者等

②補助事業者等が実施する内容

100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注する場合に、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者2者以上から見積を徴取し、発注に際し市内中小企業者であることの確認を行う。

また、100万円を超える発注について、発注内容や入札状況等について、本市の定める様式により、市に報告書を提出する。

【例外となる場合】

- ・特殊な技術や、経験・知識を特に必要とする工事や特殊な物品の調達で購入先が限定される等、市内中小企業者では対応できない発注
 - ・継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある契約
 - ・WTO（政府調達協定）対象に相当する案件 など
- ※WTO（政府調達協定）対象に相当する案件は、本市発注においては地域区分を設定しないことから、本市に準じた措置を講ずる市内中小企業者への優先発注の例外として取扱いますが、補助事業者が民間事業者であることを鑑み、WTO対象に相当する案件であっても、発注に際して、優先発注の規定を設けることを妨げるものではありません。

③市内中小企業者優先発注に違反した場合

川崎市補助金等の交付に関する規則第14条第3号又は各補助金交付要綱等の規定に基づき、**交付の決定を取り消す場合がある旨を規定**する。

○川崎市補助金等の交付に関する規則（抄）（平成13年3月21日規則第7号）
（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)～(2) 省略

(3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

4 改正の時期

○川崎市補助金等の交付に関する規則

令和元年12月 予定

○各補助金交付要綱等

令和2年度予算に係る補助金等から適用できるよう見直しを実施します。

補助金等交付事業に係る
市内中小企業者への優先発注
に向けた基本方針

令和元年 11月
川 崎 市

1 市内中小企業者への優先発注の概要

本市では、市内企業の育成及び市内経済の活性化を図るため、「川崎市契約条例」や「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、市内中小企業者の受注機会の増大に努め、優先発注に取り組んでいます。

(1) 市などが直接発注を行う場合

入札参加資格や指名業者を市内中小企業者のみに限定することや、一定数の市内中小企業者を含めた入札を行っています（ただし、市内中小企業者では履行ができない業務を実施する場合や、競争性が確保できない場合にはこの限りではありません）。

また、市が直接発注する場合だけでなく、指定管理施設の管理運営や、出資法人・PFI選定事業者が事業を行う場合に当たっても、本市に準じた措置を講ずるよう規定を設けているところです。

(2) 補助金等交付事業の場合

「川崎市補助金等の交付に関する規則」のほか、補助金ごとに定められた交付要綱等に基づき、補助金が交付された補助事業者等により事業実施に必要な発注がされています。

補助事業者等へは、毎年、所管課を通じて市内中小企業者への優先発注を要請していますが、規則や要綱上において、市内中小企業者への優先発注について統一的な規定はありません。

※補助事業者等とは…補助金の交付を受けて、補助事業等を行う事業者等のこと。

※市内中小企業者とは…川崎市内に登記簿上に記載された本店がある事業者で、中小企業基本法第2条各号及び同法関連政令に定める中小企業者のこと。本市に登録がある事業者にあつては、登録区分が市内、中小となっている事業者のこと。

2 現状の課題及び課題解決に向けた取組

川崎市の補助金等交付事業においては、市内中小企業者への優先発注についての統一的な規定がなく、本市直接発注と同様の措置を講ずることが少ないことから、本市直接発注と比較して市内中小企業者への発注が少ないのが現状です。

そこで、市内中小企業者の受注機会の拡大に向けた新たな取組として、補助事業者等についても、補助金等交付事業を実施するにあたり、本市の施策に準じて市内中小企業者への優先発注を行うよう規定します。

3 補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針

「川崎市補助金等の交付に関する規則」を一部改正し、市内中小企業者の受注機会の確保について定めるとともに、補助事業者等が事業を行う上で遵守すべき基本的な事項について、各補助金交付要綱等に定めることにより、本市の施策に準じた措置を取ることとします。

(1) 「川崎市補助金等の交付に関する規則」の一部改正

本市における補助金等の交付に関する基本事項を定めている「川崎市補助金等の交付に関する規則」を一部改正し、「川崎市契約条例」や「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に準じて、「市内中小企業者の受注機会の増大を図る」旨の規定を追加します。

(2) 各補助金交付要綱等の一部改正

「川崎市補助金等の交付に関する規則」の一部改正を行い、市内中小企業者の受注機会の確保について定めることを踏まえ、市の施策に準じた措置を取ることとします。

しかし、補助金ごとにその性質や交付内容が異なり、現在規定している補助金交付要綱等の形式も異なることから、一律に基本的事項を定めることは困難です。そこで、以下の基本項目を定め、その趣旨に沿って、各補助金交付要綱等を所管局にて改正します。

①対象となる補助事業者等

100万円を超える補助金等を交付された補助事業者等とします。

②補助事業者等が実施する内容

100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注する場合に、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者2者以上から見積を徴取し、発注に際し市内中小

企業者であることの確認を行うこととします。

また、100万円を超える発注について、発注内容や入札状況等について、本市の定める様式により、市に報告書を提出することとします。

ただし、以下のような場合には、市内中小企業者への発注が困難であることが考えられるため、本取組の例外とします。

○特殊な技術や、経験・知識を特に必要とする工事や特殊な物品の調達で購入先が限定される等、市内中小企業者では対応できない発注の場合

○継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある契約

○WTO（政府調達協定）対象に相当する案件 など

※WTO（政府調達協定）対象に相当する案件は、本市発注においては地域区分を設定しないことから、本市に準じた措置を講ずる市内中小企業者への優先発注の例外として取扱いますが、補助事業者が民間事業者であることを鑑み、WTO対象に相当する案件であっても、発注に際して、優先発注の規定を設けることを妨げるものではありません。

③市内中小企業者優先発注に違反した場合

川崎市補助金等の交付に関する規則第14条第3号又は各補助金交付要綱等の規定に基づき、交付の決定を取り消す場合がある旨を規定します。

4 改正の時期

(1) 川崎市補助金等の交付に関する規則

令和元年12月 予定

(2) 各補助金交付要綱等

令和2年度予算に係る補助金等から適用できるよう見直しを実施します。

補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針 新旧対照表

基本方針【パブリックコメント実施後】	基本方針（案）【パブリックコメント実施時】
<p>3 補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針 <u> </u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 各補助金交付要綱等の一部改正</p> <p>① 省略</p> <p>② 補助事業者等が実施する内容</p> <p>100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注する場合に、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者2者以上から見積を徴取し、発注に際し市内中小企業者であることの確認を行うこととします。</p> <p>また、100万円を超える発注について、発注内容や入札状況等について、本市の定める様式により、市に報告書を提出することとします。</p> <p>ただし、以下のような場合には、市内中小企業者への発注が困難であることが考えられるため、本取組の例外とします。</p> <p>○特殊な技術や、経験・知識を特に必要とする工事や特殊な物品の調達で購入先が限定される等、市内中小企業者では対応できない発注の場合</p> <p>○継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある契約</p> <p>○WTO（政府調達協定）対象に相当する案件 など</p> <p><u>※WTO（政府調達協定）対象に相当する案件は、本市発注においては地域区分を設定しないことから、本市に準じた措置を講ずる市内中小企業者への優先発注の例外として取扱いますが、補助事業者が民間事業者であることを鑑み、WTO対象に相当する案件であっても、発注に際して、優先発注の規定を設けることを妨げるものではありません。</u></p> <p>③ 市内中小企業者優先発注に違反した場合</p> <p>川崎市補助金等の交付に関する規則第14条第3号又は各補助金交付要綱等の規定に基づき、交付の決定を取り消す場合がある旨を規定します。</p>	<p>3 補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針 <u>（案）</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 各補助金交付要綱等の一部改正</p> <p>① 省略</p> <p>② 補助事業者等が実施する内容</p> <p>100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注する場合に、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者2者以上から見積を徴取し、発注に際し市内中小企業者であることの確認を行うこととします。</p> <p>また、100万円を超える発注について、発注内容や入札状況等について、本市の定める様式により、市に報告書を提出することとします。</p> <p>ただし、以下のような場合には、市内中小企業者への発注が困難であることが考えられるため、本取組の例外とします。</p> <p>○特殊な技術や、経験・知識を特に必要とする工事や特殊な物品の調達で購入先が限定される等、市内中小企業者では対応できない発注の場合</p> <p>○継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある契約</p> <p>○WTO（政府調達協定）対象に相当する案件 など</p> <p>③ 市内中小企業者優先発注に違反した場合</p> <p>川崎市補助金等の交付に関する規則第14条第3号又は各補助金交付要綱等の規定に基づき、交付の決定を取り消す場合がある旨を規定します。</p>